

滋賀県における有識者との懇談会の開催について

令和４年８月２日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組について意見交換を行うことなどを目的に、次のとおり滋賀県中小企業家同友会の役員の方々と懇談会を開催することとしました。

1 日 時

令和４年８月５日（金） １５時００分～１６時００分

2 場 所

滋賀県草津市西大路町９－１８所在の飲食店内のホール

3 次 第

(１) 公正取引委員会の説明

(中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組)

(２) 滋賀県中小企業家同友会の説明

(原材料価格高騰等が滋賀県内の中小企業等に及ぼしている影響等)

(３) 意見交換

4 出席者

滋賀県中小企業家同友会 役員等（約２０名）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所長ほか

※ 懇談会当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ当事務所に御一報ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課

電話 ０６－６９４１－２１７３（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html